

低所得世帯物価高騰緊急支援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

※市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く

給付金の支給開始時期

- 12月15日頃に案内通知発送
- 令和5年12月27日より順次支給開始
- 支給決定通知をもって案内します。
- 市が受理した日から支給までに3週間程度時間を要する場合があります。
- 申請受付期限：令和6年2月29日(木)

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和5年度
「**住民税均等割非課税**」
の世帯

※対象世帯に案内が届きます

令和5年1月2日以降に
転入した者を含む世帯で
「**世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税**」
の世帯
(※未申告者を含む世帯を含む)

返送が必要です

※令和5年11月1日時点で真庭市に住民登録がある方へ確認書が送付されます。

※既に他自治体で給付を受けた者を含む世帯は支給対象外となります。

申請が必要です

- 令和5年12月1日時点で真庭市に住民登録がある方に申請書を送付します。
- 該当と思われる世帯は必要書類を添付し、窓口へ直接または郵送で提出してください。

※既に他自治体で給付を受けた者を含む世帯は支給対象外となります。



物価高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



お問い合わせ

真庭市コールセンター「物価高騰緊急支援給付金」窓口

0867-42-1616 受付時間 平日9:00~17:00